

総合防災訓練実施補助金交付申請の手続きについて

○総合防災訓練実施補助金とは

訓練補助金は、各自主防災会が3つ以上の項目の訓練を行った時に支払われる補助金です。

三郷市自主防災組織補助金交付要綱(抜粋)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 総合防災訓練 自主防災組織が災害の発生に備えて実施する防災訓練で、次に掲げる個別訓練のうち 3以上の個別訓練 について総合的に実施するものをいう。この場合において、雨天等の不可抗力により、市長の承認を得て2以下の訓練を実施する場合は、当該個別訓練を総合防災訓練とする。

ア 情報の収集伝達訓練

イ 避難誘導訓練

ウ 消火訓練

エ 救出訓練

オ 救護訓練

カ 給食給水訓練

キ 衛生訓練

ク その他の防災訓練

○補助金額

訓練の実施に要した額とし、1万円を限度とする。ただし、訓練参加者が100名を超えた場合は、超えた人数に100円を乗じた額を1万円に加算した額を限度とする。

総合防災訓練実施補助金申請手続きの流れ

I・訓練計画

①総合防災訓練計画届出書の提出

合同訓練で自主防災会ごとに補助金申請を行う場合、
訓練計画届出書は自主防災会ごとに提出してください。

②対象となる品目の確認

三郷市自主防災組織補助金交付要綱(抜粋)
(補助対象)
第3条 補助の対象は、次に係る経費とする。
(3) 総合防災訓練の実施に伴い購入し、当該訓練で使用した別表第2に掲げるもの

別表第2(第3条関係)

区分	補助対象物品
1 給食給水訓練消耗品	・食材(防災資機材を使用した訓練の場合のみ) ・燃料(薪、LPG、着火剤) ・衛生用品(洗剤、消毒剤、使い捨てゴム手袋、たわし) ・容器(資機材として備蓄するものを除く。)
2 消火訓練消耗品	・粉末消火器噴射用袋 ・粉末消火器買換え(2本まで)
3 その他の訓練消耗品	・市長が特に必要と認めたもの

※市長が特に必要と認めたものとは

- ・図上訓練で使用する文具(例:模造紙、付箋、マジックなど)
- ・団地など集合住宅での避難訓練で使用する隔壁板
- ・浸水災害を想定した訓練での土のう袋
- ・訓練中に補給する飲料水

上記以外の物品については、危機管理防災課にお問い合わせください。

補助対象外となる例

- ・訓練以外で使用されたもの
例:反省会等の飲食物、併用行事(お祭り等)で使用されたもの
- ・備蓄目的の食料
例:アルファ米、インスタント食品、余って備蓄するもの
- ・資機材にあたるもの
例:ブルーシート、給食用品




2・訓練の実施

自主訓練の場合は、集合写真(参加人数が分かるもの)と訓練写真(購入品を使用した訓練の実施が確認できるもの)を撮ってください。



3・交付申請書の提出

・提出物

(1) 交付申請書	窓口または連絡協議会ホームページより入手できます。 「三郷市自主防災組織連絡協議会」→「会員メニュー」 →「申請・報告書等」 http://www.jishubousaikai.com/ 記入の注意点 ・訓練の成果 防災訓練の実績報告書を兼ねているため、必ず記入してください。 書ききれない場合は、別紙として添付してください。	
(2) レシート、納品書	購入品の内訳が分かるもの	
(3) 写真 ※自主訓練のみ	保管する倉庫の場所(消火器等は設置場所)の地図 1 集合写真…参加人数が確認できるもの 2 訓練写真…購入品を使用した訓練の実施が確認できるもの	

【注意事項】

修正がある場合は、二重線で消し修正印を押印してください。

また、提出時は修正印をお持ちください。

郵送にて提出される場合、修正等で何度かやり取りをさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。



4・書類内容確認、交付決定

・申請受領後、交付決定を行い通知書を送付いたします。(受領より1~2週間程度かかります)

・交付決定通知書を受領後、速やかに次の手続きを行ってください。

年度内に完了する見通しが立たない場合、交付決定が取り消しとなります。

2~3月に訓練を実施する場合はご注意ください。



5・請求書の提出

・提出物

(1) 請求書	市から交付決定通知を送付する際、記入用紙を同封いたします。
(2) 通帳写し	口座名義のわかるもの

※修正できませんので、書き直してください。



6・確定通知・補助金の受領

交付確定及び補助金の支払いには請求書の受領から2~3週間程度かかります。